

農林水産部 資材単価の決定要領

制 定：平成24年11月6日農企第1906号(平成24年11月6日適用)
一部改正：平成25年6月17日農総第969号(平成25年8月1日適用)
一部改正：平成27年8月25日農総第1145号(平成27年9月1日適用)
一部改正：平成28年4月1日農総第243号(平成28年4月1日適用)
一部改正：平成29年3月31日農総第2569号(平成29年4月1日適用)
一部改定：令和4年7月29日農総第829号(令和4年8月1日適用)

1 適用範囲

この要領は、原則として沖縄県農林水産部で発注する公共工事に使用する全ての資材を対象とする。

2 資材単価の決定方法

資材単価は、(1)実施設計単価表、(2)「建設物価(web版含む)」及び「積算資料」(電子版含む)(以下「物価資料」という。)、(3)特別調査(臨時調査)(以下「特別調査」という。)、(4)見積り及び(5)その他をもとに、原則として下記により決定し、実勢価格を反映したものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に本庁事業所管課と協議の上、別途決定することとする。

(1) 実施設計単価表

ア. 実施設計単価表に記載のある単価

実施設計単価表は、農林水産総務課において特別調査を行い、決定した実勢価格である。

イ. 実施設計単価表の*マークの単価

実施設計単価表の*マークの単価は、物価資料により調査が行われている実勢価格である。その場合は、(2)アの方法により算出する。ただし、適用時期については、実施設計単価表の決定の月(4月、7月、10月及び1月を原則とする)と同月号を採用するものとする。

(2) 物価資料による単価の決定

ア 資材単価決定が上記項目(1)によりがたい場合は、物価資料に掲載されている実勢単価の平均値を採用する。

イ 平均値は、表示単位止め(単位未満は切り捨て)とする。

ただし、有効数字3桁未満の場合は、有効桁数を3桁とする。

例) 有効桁数が3桁の場合 $(1,100円 + 1,090円) / 2 = 1,095円$ は1,090円

有効桁数が2桁の場合 $(1,100円 + 1,200円) / 2 = 1,150円$ は1,150円

- ウ 一方の物価資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。
- エ 物価資料の適用月については、設計時期と同月号を採用するものとする。
- オ 公表価格として掲載されている資材単価は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、資材単価として採用しない。
ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を資材単価として採用する。

（３）特別調査による単価の決定

特別調査とは、メーカー、商社、施工業者等を対象に市場価格を調査し実勢価格を決定する方法である。

- ア 資材単価決定が、上記項目（１）、（２）によりがたい場合は、各発注機関にて価格調査が必要な資材について特別調査を行い、資材単価を決定する。
- イ １資材の単価が５０万円未満で、かつ調達価格（資材単価×使用数量）が５００万円未満の場合、及び「実施設計単価表」、「物価資料」に当該資材単価が掲載されていないが、その類似品が掲載されている場合は、見積りによって資材単価を決定することもできる。
なお、ここでいう１資材とは、１資材に複数の規格がある場合は、その全体を指す。

- ウ 取引事例が少ない等、適正な価格調査ができない等の理由により特別調査が不可能な場合は見積りによって資材単価を決定することができる。
ただし、浮栈橋等メーカーが特定されることにより特別調査が不可能な場合は、事前に本庁担当課と協議の上取り扱いを決定するものとする。

- エ 下記注１）に示す資材は、上記項目（３）イにおける「１資材の単価の５０万円」を１０万円に、「調達価格の５００万円」を１００万円に読み替えて適用するものとする。

注１） 支承、落橋防止装置、ＰＣ橋桁（工場製作）、橋梁用防護策、伸縮装置

（４）見積り等による単価決定

① 見積りによる単価の決定

見積りによる資材単価の決定は下記による。

- ア 発注機関は資材メーカー、商社等から参考見積りを徴収し上記項目（３）イの見積りによる単価決定に該当するかどうか判断する。
なお、参考見積りについては、他工事の実績や物価資料の類似品目の資材単価から類推可能であれば必ずしも徴収する必要はない。
- イ 見積りを依頼する場合は、形状、寸法、品質、規格、数量、納入時期・場所、消費税込み（抜き）等見積り条件を提示すること。
- ウ 見積りは、原則として３社以上から徴収する。
- エ 見積りは、原則として現場着単価とする。

オ 見積りによる資材単価の設定は、異常値を除いた価格の平均値とする。

異常値とは、徴収した全ての見積額の平均値を中心に、± 30 %の範囲を超えるものとする。

なお、± 30 %については標準とし、総合的な観点から範囲については設定できるものとする。

カ 消費費税込みの価格の場合は、当該価格に100/110を乗じた額を消費税抜き価格として扱うこと。

② 類似品等（二次製品など）の単価決定

「実施設計単価表」、「物価資料」に掲載されてないが、一般的に製造されて市場にある類似品等（二次製品など）については、次の方法により資材単価を決定する。

なお、資材単価は、掲載単価の表示単位止め（単位未満は切捨て）とする。

ア 中間サイズの場合（規格が異なる場合）

$$\text{採用単価} = \text{当該見積単価 (A)} \times \frac{\text{掲載品の直近上位規格の資材単価 (B)}}{\text{掲載品の直近上位規格の見積単価 (B')}}$$

*ただし、 $A \leq B' \leq B$

なお、掲載品の直近上位規格の資材単価とは、「実施設計単価表」、「物価資料」に掲載されている直近上位規格の単価とする。

イ 種類又は品目が異なる場合

$$\text{採用単価} = \text{当該見積単価 (A)} \times \frac{\text{類似の掲載品の資材単価 (B)}}{\text{類似の掲載の見積単価 (B')}}$$

*ただし、Bの対象サイズは、原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は直近サイズとする。

(5) その他

農林水産部以外が設定する単価で、農林水産総務課から適用する旨を通知する単価（「実施設計単価表」（土木建築部版）等）については、単価設定元の取扱いに準じることとする。なお、取扱いに疑義が生じた場合は、別途、農林水産総務課に確認することとする。

3 その他価格変動が著しい場合の単価の決定

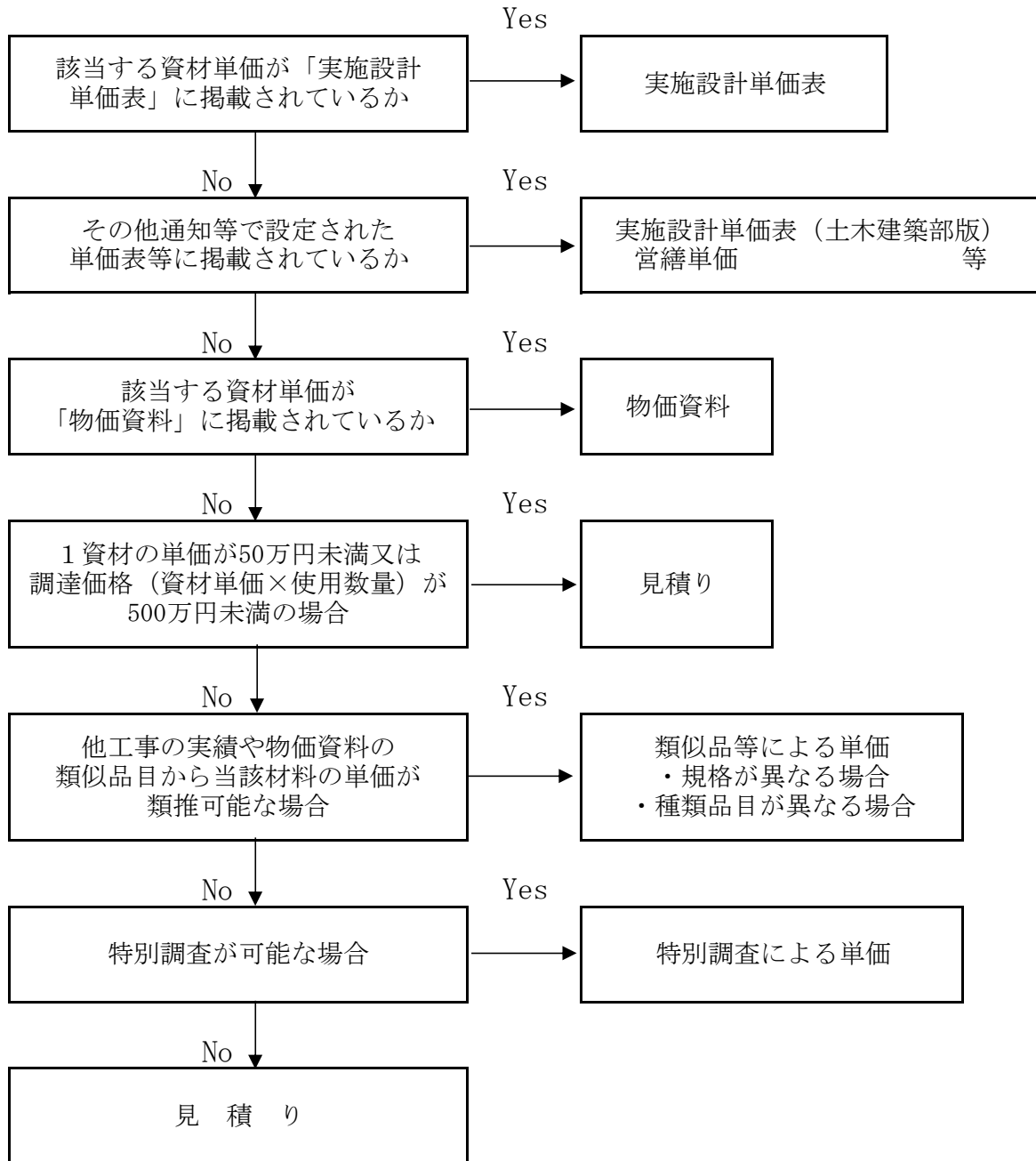
主要資材単価の変動が著しい場合は、上記項目2の(1)～(4)をふまえ「物価資料等の速報」価格を考慮のうえ、適正な価格を決定する。

4 資材単価採用の優先順位

資材単価採用の優先順位としては、別紙「資材単価の決定フロー」のとおり取り扱うものとする。

資材単価の決定フロー

通常の場合



価格変動が著しい場合

